

ミュンヘンのロースクール日記(8)



会員 押鴨 涼子

2月下旬に書き上げた本編の原稿の校正のご連絡が3月中旬にありました。今回のこの冒頭部分はその校正時に書き直させて頂きました。

私の目覚ましアラーム設定時間であるミュンヘン時間午前6時45分は日本時間の14時45分にあたります。ミュンヘンでも、東北大震災の情報はほぼリアルタイムに入りましたし、その後10日間程はミュンヘンで購入できる全ての新聞のトップニュースは日本の震災関連でした。特にドイツ国内でも問題になっている原発問題については、かなりのページを割いて事故の様子や詳細な解説が記載されています。ミュンヘンのいくつかの教会では、日曜日のミサ等で、日本の被災者の方々のためのチャリティーコンサートを催す等こちらの皆さまも温かい対応をして下さっています。また、世界中のたくさんの友人たちからも哀悼の意と激励の言葉を頂きました。3月15日にミュンヘンのアリアンツアリーナで行われた欧州チャンピオンズリーグのFCバイエルンミュンヘン対インテルミランの試合では、試合前に「私たちは日本の皆さまと共にいます」というメッセージボードと共に日本の被災者の方々のために黙とうが捧げられました。また、インテルの長友選手が試合後に「どんなに離れていても心は一つ。一人じゃない。みんながいる。みんなで乗り越えよう。」というメッセージが書き込まれた日の丸を持ってフィールドを回っていました。私も同じ思いでいっぱいです。被災された方々の心と体の回復、そ

して被災地や生活機能に不便を強いられている地域の一日も早い復興を願ってやみません。

今回は、講義関連では不正競争関連を、ヨーロッパ関連では欧州議会で行われた会議について、ドイツイベントではFaschingについて、ご紹介したいと思います。

1. ロースクール：不正競争法シリーズ

MIPLCは知的財産専門のロースクールなのですが、不正競争法関連の講義も充実しています。本体ともいえる、マックスプランク研究所にも、知的財産法・不正競争法・租税法研究所と知財法と不正競争法が同列で扱われていることと関係あるのかもしれませんが。不正競争法は、必須科目2科目の他に、夏に選択科目が2科目あり、そのうちの一つは学生の判例紹介のプレゼンが主体の講義です。欧州も米国も日本の不正競争法と全く異なる法体系であり、そして不正競争法は私の専門外でもあるため、当初は全く選択するつもりはなかったのですが、せっかくここまで来たことだし、「プレゼンの経験は重要」と考え、夏学期の選択科目を受講することにしました。当初から準備に時間がかかることは覚悟していたのですが、案の定、プレゼンの月は10日ほどしかアパートメントに帰ることができず、オフィスに泊まり込む毎日が続きました。

i) European and U.S. Competition Law (Professor Michael Kort; University of Augsburg)

本講義は欧州と米国の競争法（独占禁止法）に関する講義です。具体的には、欧州の競争法及び米国の独占禁止法について：条文及びメカニズムの解説；政策との関連；判例解説のパートと、欧州と米国の関連法規の比較検討に関する内容のパートに分かれていました。始めに、経済に関する価格原理、需要供給の原則、市場弾力性、市場の独占といった、先月号でもご紹介した経済原則に関する講義がありました。特色としては、それ以外に、モノポリーならぬオリゴポリーと



ジョイントベンチャーについての解説等競争法の背景分析といったところまで解説が及んだところで、このあたりの論点は興味深かったです。その後、米国3法（シャーマンアクト、クレイトンアクト、FTC (the Federal Trade Commission Act)）の解説の後、取引制限、独占、買収、価格差別等の禁止項目に関する解説が続きます。取引制限では、平行的取引制限、垂直的取引制限の解説を時間をかけて丁寧にして頂いたように思います。独占ではカルテルについて、価格差別ではマイクロソフトケースが有名な、ロビンソン・パットマン法下における価格差別に重点がおかれました。日本の不正競争法とは全く異なるので、予習の段階から、むしろこれは日本法と同じ法域と考えないほうがよいかもしい、と自分に注意を促したくらいでした。

ii) Unfair Competition (Prof. Ansgar Ohly; University of Bayreuth)

本講義の教官は、この講義の他に、プライバシー・パブリシティ・パーソナリティ（いわゆるPPP）に関する講義も担当なさっており、さらに欧州特許庁オーケストラでは首席クラリネット奏者も務める（実際に私が聴きに行った定期演奏会でも演奏をなさっていました）という、守備範囲も深く広いマルチタレントな教官で、ドイツ人教授の中では、圧倒的な人気を誇った教官の一人でした。講義の構成は流れるような、そして、各論細部に至るまで理路整然とした語り口、自信に充ち溢れた教授法は毎回生徒をうならす素晴らしいものでした。

講義内容は、まずは、不正競争の一般原理について、そのアプローチ方法；法が保護する対象の相違（消費者保護又はトレード保護という観点の違い）；パリ条約から始まりWIPOモデルやTRIPS等の不正競争と知財各法が重複する領域に関する国際的な法的枠組みまでを扱うパート1；ドイツ法、フランス法、英国法と3カ国の不正競争関連の法域を各国毎に解説し、最後に3カ国法の比較までを行うパート2；例によってハーモナイゼーションと、それから各国法との共存という側面からの考察（choice of lawに関するローマ法II）を判例も交えたEU法での不正競争に関する解説のパート3までが第1部になります。以降のEU関係の不正競争法では、このEU法（リスボン条約発効後の「EUの機能に関する条約（TFEU）」）の条文が頻出してきます。MIPLCでの一年を通して、EU法では不

正競争に関する条文が一番重要に思えました。

第2部では、不正競争の特定領域に関する考察になります。“misleading and aggressive practices,” 比較広告、goodwill保護、イミテーションといった4つのカテゴリーについて、それぞれ基本となる概念の確認、違反した場合の制裁措置、関連する指令の解釈、各国の取り扱いの相違の比較、判例について、多面からの解析がよどみなく進みます。

講義自体が非常に興味深く、自然と引きこまれていくのですが、それでも、講義を有意義なものにするためには、予習の段階で判例や条文等を十分に読み込んでおかなければなりません。それでも、毎晩必死でくらいついたおかげで講義中はとても楽しく過ごせました。しかし、本教官のexpectationは非常に高く、それは試験前からの噂でもあったのですが、試験前の準備も相当なものでした。チューターとのチュートリアルで取り上げられた問題もかなり複雑で熟考を要する問題でした。しかし本番の試験では、論点をうまく整理して限られた時間内で自分のタイピング力でなんとか完答しなければなりません。そういうプレッシャーの中、毎週月曜日の朝を迎えるのがどんなものだったか（朝を迎えるのが嫌で、夏学期は学校に泊まり込んで「朝」を迎えなくてもいい状況にしたことがあったくらいです）、もう思い出したくもありませんが、よくもまあ毎回持ちこたえたものだと今でも不思議に思います。火事場の底力とはよくいったものです。

iii) Enforcement of Competition Law (Prof. Thomas M.J. Möllers; University of Augsburg)

本講義の教官は、MIPLCの実質的に最初の講義にあたるEU法を教えて下さった教官です。以前も書きましたが、私は、この教官のEU法の講義がとても面白かったので、不競争への興味というよりも、もう一度この教官の講義を受けたいという動機で本講義を選択しました。実際のところ、夏学期のこの時期には、いくつもの試験が立て込んでしまい、結果的に本講義を選択したために、かなりの負担を強いられることになってしまいました。それも最初から分かっていたことですが、私としては、社会人になって久しいことでもありますし、大学生の頃のような「試験本位（成績第一）」でMIPLCに来たわけではないという気持ちの方が強く、せっかくのこの一年をできるだけ「興味本位」に有意義に過ごしたいという思いの方が強かったことも事実です。ヨーロッパの学生は大学卒業数年後

に入学という学生が多く、試験本位の学生のノリが見受けられました。点取り主義は各国共通かと驚いたくらいです。が、私自身はなるべくそういう波に乗らないようにじっとしていました。

さて、本講義は、EU 域内の不正競争法に関するものです。EU 域内では、英国やドイツなど国毎に法律の内容が異なっており、そのため、いくつかの指令により EU 同盟国でのハーモナイゼーションが図られている状況です。本講義は先にご紹介した「不正競争」の講義とかなり重複した内容でしたが、より EU 同盟国間でのハーモナイゼーション関連の内容を深く掘り下げるという内容でした。

iv) IP and Competition Law (Prof. Dr. Josef Drexler; Max Planck Institute for Intellectual Property and Competition Law)

本講義はセミナー形式の講義で、毎回 2 人の学生が判例紹介のプレゼンを行い、その判例について、教官がディスカッション中心に解説を進めて行くという、学生の講義参加度がかなり高い点で、他の講義とは講義形式が全く異なりました。また、短期集中講義型の他の講義と異なり、講義は、夏学期中、毎週水曜日の晩 6 時から 9 時まで行われた点でも講義形態が異なりました。むしろ、こういう講義形態の方が一般的だと思いますが、世界各国から教官が集まる MIPLC では珍しい講義形態でした。冬学期に講義に関する説明会があり、紹介する判例のリストを渡されました。そのリストの中から学生が判例を選び、期限までに教官に連絡をします。その後、夏学期が始まる前に、振り分けられた判例リストが渡されます。プレゼンの一週間前には自分の判例に関する論文を 5000 ワード以内で仕上げ提出します。全体のグレードのうち、論文の配分が最も高く、その完成度が重要視されます。その後、プレゼン 3 日前までに、プレゼン資料を教官に提出します。教官が学生のプレゼンの内容を予め把握できるようにということのようです。プレゼンは一人 15 分で時間厳守が厳しく言い渡されています。成績評価に不平等がないように、との配慮のようです。

判例は、欧州と米国の不正競争関連の重要判例が一通り網羅されており、さらに、教官はあらゆる分野に関して幅広く深い知識をお持ちで、毎回の判例の解説も、解説してもしきれず、講義が必ず延長されるという密度の濃いものでした。

私は 6 月下旬に米国の電気通信関連の最高裁判例の

プレゼンをすることになりました。電気通信という不慣れな領域に加え、最高裁判例なので、下級審の判決も検討しなければなりません。英語で本格的な論文を書くのは初めてでもあり、かなり早くから準備を始めたつもりでしたが、判例の全体像を把握して、論文をまとめる作業はかなり難航しました。さらに、論文提出後数日でプレゼン資料をまとめ、その資料を提出した後に、発表の構成のまとめる作業は、毎日普通に講義がある中で、時間を見つけるのに苦労しました。まず、講義が終わったらすぐにアパートメントに戻り、夕ご飯のお弁当を作り、シャワーを浴びて着替えた後、オフィスに戻り、翌日の予習をした後、夕ご飯を食べて、その後は次の日までプレゼンの準備という日々が続きました。季節がいいミュンヘンにいても、自分のアパートメントが東京と同じくらい遠く淋しく感じたものでした。

他の国の学生は、台本もなく、ぺらぺらと喋る形式のプレゼンが多かったのですが、私はそんなことは恐ろしくてできません。そこで、15 分以内に喋り終える完璧な台本を用意して、それをひたすら明瞭に喋る練習を続けるという方法をとりました。また、台本で解説をしっかりとすることを心がけ、パワーポイントは解説の理解の補助になる、なるべく視覚に訴えるものを目指しました。写真や図、色分けなど、かなり工夫して皆さんが興味を持ってプレゼンを聞いて下さるようなものを心がけました。当日は、その甲斐あってか、意図しないところで笑いをとることができた他、クラスメートは内職もせずに聴いてくれたようでほっとしました。ただ、最も恐れていたのは、プレゼン後の教官からの質問でした。私は、自分の判例に関して、判決で引用された判決の紹介、さらにヨーロッパで同じようなケースでどのような判断が下されたか、まで検討したため、その内容を再度確認するような質問がありました。自分の考えを端的にまとめ、ポイントをついた回答ができたか、という点では今後も検討が必要と実感しました。

プレゼン前はオフィスに滞在する時間も長くなり、その分クラスメートとディスカッションをする機会も多かったのですが、一度、私は自分が英語に不安を持っていることを話したことがありました。その時、クラスメートが呆れて「母国語と同じように英語を喋れるヤツなんていないよ。」と言い放ちました。そして、「誰かの英語が伝わらないとしたら、聴いている人

の英語力にも問題があるんだよ。」と、そばにいた友人もうんうんと頷いていました。まあ、要は「ここまできたら、自分を信じてとことん行け！」というはなむけの言葉として有難く頂戴しておきました。この講義は、私にとっては、不正競争とIPというよりも、プレゼンをこなすという作業により重点を置いていたため、何とかこなした、というところでした。講義スケジュールの関係で、このプレゼンの2週間後にも同じようなプレゼン形式の講義の順番が回ってくるようになっており、本講義のプレゼン終了後から、まずは1週間後が期限の論文作成に着手し、という魔のローテーションが再開しました。よく鍛えられたといったところです。

2. ストラスブール欧州議会にて EIPIN 会議に参加：

以前、EIPIN（欧州知財機関ネットワーク）会議に MIPLC の学生代表として参加させて頂いたことをご紹介します。今年も2月にこの EIPIN 会議が開かれました。今回の担当はストラスブールにある CEIPI で、場所は欧州議会でした。私は今回も幸運にもこの会議に参加することができましたので、その様子をご紹介します。

まず、ストラスブールは、ドイツ国境に近いフランスの可愛らしい街で、雰囲気もパリなどとは異なり、街全体がかなりドイツ的な雰囲気に包まれています。



(ストラスブール市街)

一番有名なのは大聖堂ですね。ゴシック建築の大聖堂はいくつか見てきましたが、ケルンと並び、ストラスブールのノートルダム大聖堂も圧巻です。

この大聖堂があるあたりは、街の中心部で、この中心部は四方を川で囲まれていて、大きな中州のような感じになっています。欧州議会は街の中心部からはかなり北に外れたところにあります。ストラスブールはこの EU の欧州議会の本会議場の他、欧州評議会や欧



(ストラスブールのノートルダム大聖堂)

州人権裁判所もあり、ベルギーのブリュッセルと並んで『EU』を象徴する街になっているようです。



(ストラスブール欧州議会)

この議会にはトラムを乗り継いで向かうのですが、このトラムがきちんと整備されていたのには驚きました。Wikipedia (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%96%E3%83%BC%E3%83%AB>) によれば、『停留所設備の整備と一体化した景観整備なども行い、トラム導入を軸とした都心再開発を行った。トラム導入後、公共交通の乗客数は大幅に増加し、なおかつ再開発が非常に高く評価され、交通まちづくりの先進事例として評価が高い。遠く日本からも都市行政関係者などが多数ストラスブールを視察している。欧州議会等が存在する街の特徴などから「ユーロトラム」というニックネームが車両に与えられている。』ということのようです。EU のこの街にかかる意気込みが伝わってきます。

さて、欧州議会は入り口でセキュリティーチェックを受けると、川を渡って本館に向かいます。

館内は自由に動き回れるのですが、館内ではイン



(欧州議会近影)

ターネットは一切通じませんでした。



(欧州議会会議場)

ナーも参加費用に含まれています。ランチは欧州議会内のレストランで取りましたが、議会内のレストランの全ての食器には欧州マークがっていました。



(欧州議会館内)



(欧州議会内レストランにて)



(欧州議会館内)

欧州議会の建物はとても近代のかつ温かみを感じるような設計になっており、採光性にも優れたおしゃれな建物でした。会議場は写真で見ることがはありましたが、日本の国会議事堂も含めて実際に議員席に着席するのは初めてです。

参加費用が 300 ユーロだけあって、ランチもディ



(欧州議会内レストランにて)

今回の会議のテーマは、「欧州知財の構築」といったもので、扱う法域も特許、商標、意匠、著作権法、不正競争、ACTA 等の国際法との関連、バイオ問題等と各セッションの内容も多岐にわたる壮大なものでし

た。発表者も、私の修士論文の指導教官も含めて、MIPLCで教鞭を取られた教官が多数参加しており、欧州の目ぼしいアカデミアの方々が結集したそれは豪華な顔ぶれでした。今回私が参加を決めたのも、この方々が欧州の今後の知財についてどのような見解をお持ちなのか、興味があったからです。データベース著作権等の今かなり動いている領域に関する講演、商標指令改正、権利行使に関するトピックが興味深かったです。毎回のセッションで3～4人の方が講演をし、例によって学生が質問をし、演者と議論をする時間もふんだんに盛り込まれており、これを2日間の日程でこなすため、かなりボリュームミーな会議でした。実際に、次から次へと議題が変わっていくので、フォローするのが大変なプレゼンなどもありましたが、会議も議会見学も多いに楽しんだ会議になりました。

3. ミュンヘンのイベント：Fasching(カーニバル)

『Fasching = Carnival』日本語では謝肉祭という単語があてはめられるようです。キリスト復活の日から46日前の水曜日を「灰の水曜日」といってその日から復活祭の間はキリストを想って慎ましく過ごさなければならぬため、その前におおはしゃぎしておこう！というものだとか、春の訪れを祈願して寒い冬を大騒ぎして過ごすのだ、とか諸説あるらしいのですが、どうやら要は、街中仮装して練り歩く日のようです。ドイツではケルンのカーニバルが一番有名ですが、ここミュンヘンでもFaschingのお祭りがあって、今年は3月8日、その日は学校も職場もお休みになるようです。実際、Faschingといえば、謝肉祭というキリスト教的行事ではなく、仮装したパレードのことを言うようで、ミュンヘンでは一般市民が仮装行列で街中を渡り歩くのがメインイベントのようです。

Fasching前はデパートにも仮装のための衣装売り



(ミュンヘンのFasching)

場が特設されるほど、仮装に対するミュンヘン市民の意気込みの強さが窺えます。



(デパートでの仮装のディスプレイ)

厳格なキリスト教のイメージとは程遠い感じでちょっと滑稽さすら感じてしまいます。実際のカーニバルも宗教的な色合いは薄れていて、皆がめいめい好きな仮装をして楽しむイベントのような気がします。

なお、こちらでは、日本のビジュアル系と言われるようなカルチャーを意識したような仮装をする若い人々をよく見かけます。わざわざ髪を黒く染めたりしている人もいたりします。私はこの手の新興文化についてはよく知らないのですが、こちらの若い人々の間で日本といえばそういうイメージが定着しているようで驚きました。美意識は人それぞれといいますが、日本文化の別の美しい面も同時に理解してほしいと思ったりします。



(メイドカフェのメイド風の仮装をした人を見つけました)

以上

(原稿受領 2011. 3. 3)